

神戸市告示第 543 号

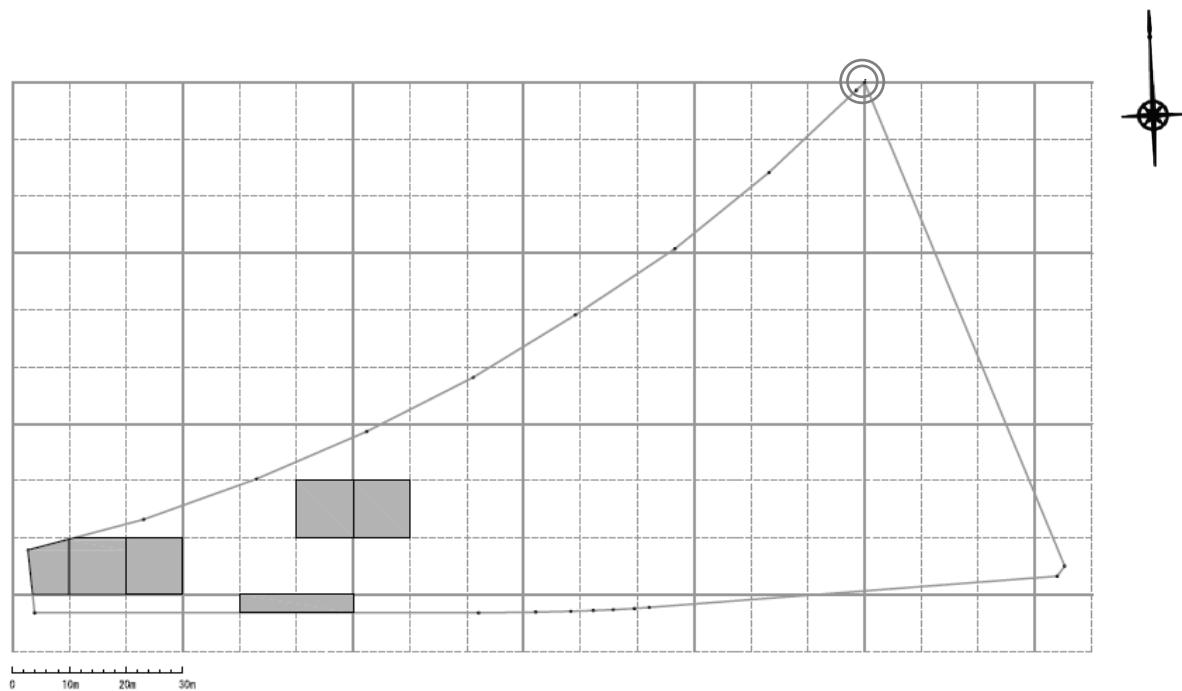
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき，形質変更時要届出区域を次のとおり解除する。

平成 28 年 1 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する区域
灘区味泥町 57 番の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 講じられた措置
土壤汚染の除去

別図



<凡例>
○ : 起点
— : 調査対象地
■ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

<起点>
起点は，灘区味泥町 57 番の最北端地点とする。
<格子の回転角度>
2° 21' 29"
起点を通り，東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を，起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。